

平成 28 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名	
一般	04	01	02	144120	特定不妊治療費助成事業	
総合計画	分野	暮らし				
	政策	2-6	健康づくりの推進			
	施策	2	母子保健の推進			
目的	経済的負担の軽減					
対象	特定不妊治療を受ける夫婦で、岩手県の助成金の交付決定を受けている者					
意図	特定不妊治療を受ける方の経済的負担が軽減され、助成があることにより治療が受けられる。					
事業概要	…上記目的を実現するための事業手法を記載すること					
<ul style="list-style-type: none"> 申請があった場合、資格を審査し助成金を交付する。 対象者 ・花巻市に住所を有する、法律上の婚姻をしている夫婦 ・岩手県特定治療支援事業費助成金の交付決定を受けた者 給付額 ・1回の申請につき10万円を限度 (治療費から県助成金を控除した額の2分の1) 中部保健所にチラシを配備し、岩手県の助成金交付決定者に周知をはかる。 						
市民参画の有無 [対象外]						
市民協働の形態		共催		実行委員会・協議会		
		後援・協賛		補助・助成		
				事業協力・協定		
				委託		
活動指標 (上記「事業概要」に対応)		単位	区分	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(計画)
①	特定不妊治療助成金交付件数	件	計画	100	100	
			実績	90	74	
②	特定不妊治療助成金交付額	千円	計画	10,000	10,000	
			実績	7,964	5,702	
③			計画			
			実績			
成果指標 (上記「意図」に対応)		単位	区分	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(計画)
①			目標			
			実績			
②			目標			
			実績			
③			目標			
			実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		概ね目標値どおり		目標値より低い	

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
/		
目的妥当性	公共関与の妥当性	新たな治療法の確立等により特定不妊治療による出産の可能性が高まっているが、経済的理由により治療を諦めざるを得ない場合も多い。少子化対策の一環として、経済的負担の軽減を図ることは妥当である。
有効性	成果の向上余地	対象者の把握は、中部保健所と連携しチラシを配置するなどしており、漏れのないようにしている。
	向上余地がある	
効率性	事業費・人件費の削減余地	事業費の大部分は治療費に対する助成であり、対象者の状況に応じた予算措置が必要である。県助成金の対象となった者への上乗せ助成であるため、最低限の事務量であり、また、プライベートな事柄であり外部委託にはなじまない。
	事業費の削減余地がある	
公平性	受益と負担の適正化余地	県助成金が交付決定された者を対象としているものであり、受給資格や給付額については県要綱に準じて市の要綱を定めている。
	受益機会の見直し余地がある	
総合評価 …上記評価結果の総括		
特定不妊治療を受けやすい環境づくりを推進するため、円滑かつ確実に助成を実施し、不妊に悩む方の特定治療に対する経済的負担を軽減する。		

平成 28 年度 事業説明資料 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-T	事業名
一般	04	01	02	144120	特定不妊治療費助成事業

単位：千円

		27年度 決算額(A)	28年度 決算額(B)	29年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費		7,979	5,722		△ 2,257
財 源 内 訳	国・県				
	地方債				
	その他				
	一般財源	7,979	5,722		△ 2,257

事業期間	○	単年度繰返	期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	---	-------	------	-----------------

部重点施策における目標
 安心して出産し、親子が健やかに育つ環境づくりを進める

事業開始の背景・経緯
 ・平成21年3月議会 県不妊治療助成金の上乘せ助成についての質問
 ・平成22年6月議会 再度、質問。副市長答弁、「早々に内容を詰めて近いうちに提案したい」
 ・平成22年9月補正予算議決後、4月にさかのぼり、10月より事業開始

事業概要
 ・申請があった場合、資格を審査し助成金を交付する。
 対象者 ・花巻市に住所を有する、法律上の婚姻をしている夫婦
 ・岩手県特定治療支援事業費助成金の交付決定を受けた者
 給付額 ・1回の申請につき10万円を限度
 (治療費から県助成金を控除した額の2分の1)
 ・中部保健所にチラシを配備し、岩手県の助成金交付決定者に周知をはかる。

事業を展開する上での課題、留意事項 / 意見・要望等

・円滑、適切に事業を運営する。
【留意事項】
 ・平成26年度から助成限度額を10万円/年度から10万円/回に改正。
 ・平成28年度から国の新制度施行、平成26及び27年度は一部施行となり助成の対象範囲が変更となった。

担当部署 部名 健康福祉部 課名 国保医療課 担当係長 佐藤 庸子 内線 533

(単位：千円)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

・不妊に悩む方への特定治療支援事業

不妊治療への経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる配偶者間の体外受精・顕微授精に要する費用の一部を助成する。また、国の制度見直しにより、平成28年4月1日から助成の対象範囲・回数が変更となった。

年度	特定不妊治療への助成の対象範囲・回数				助成限度額	
	妻の 年齢	年間助成回数	通算助成回数	通算助成 期間	岩手県 ※1	花巻市 ※2
～H25	限度 なし	1年目 3回まで 2年目～2回まで	10回まで	5年	15万円/回	10万円/年度
H26・ 27 (一部 施行)	40歳 以上	1年目 3回まで 2年目 2回まで	H28年度以降は 3回まで	H28年度 以降は43 歳になる まで	15万円/回 (H28.1.20 ～30万円/初 回)	10万円/回
	40歳 未満	限度なし	6回まで		30万円/初回 15万円/回	
H28～	43歳 未満	限度なし	40歳未満：6回まで 43歳未満：3回まで			

※1 治療内容によっては7.5万円/回

※2 (治療費－県助成金) 1/2

・助成金交付のながれ

- 1 岩手県特定治療支援事業費助成金の交付決定
 ↓
 ・中部保健所にチラシを配備し、周知。
- 2 花巻市に助成金の交付申請
 ↓
 資格審査
 対象者 ・花巻市に住所を有する、法律上の婚姻をしている夫婦
 ・岩手県不妊治療支援事業費助成金の交付決定を受けた者
 助成額決定
 助成額 ・1回の申請につき10万円を限度
 (治療費から県助成金を控除した額の2分の1)
- 3 交付決定

・事業費の内訳

補助金 (特定不妊治療助成金)	5,702,442	(単位 円)
需用費 (消耗品)	12,960	
役務費 (通知書等郵便料)	7,034	
計	5,722,436	